

公益社団法人 日本ラクロス協会組織規程

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、当協会の業務の執行のために当協会が設置する機関、役職者及び組織単位、並びにそれらの業務分掌及び決裁権限について定め、当協会の事業の組織的かつ効率的な遂行を図ることを目的とする。

第2章 組織

第2条 組織単位

当協会は、その事業を行うための組織単位として、事務局・連盟・委員会を置く。

第3条 役員の職務

当協会は、その業務の執行に関して、以下の役員を置く、なお定款に職務の定めがあるものについては定款の定めに従う。

- (1) 代表理事
定款の定めに従う。
- (2) 会長
定款の定めに従う。
- (3) 理事長
定款の定めに従う。
- (4) 副理事長
副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- (5) 業務執行理事
定款の定めに従う。
- (6) 理事
定款の定めに従う。
- (7) 監事
定款の定めに従う。

第4条 事務局職位

当協会は、その事業を組織的かつ効率的に遂行するため、事務局に事務局長（COO）、最高財務責任者（CFO）、最高戦略責任者（CSO）、事務局次長、部長を置く。

第5条 連盟職位

当協会は、その事業を組織的かつ効率的に遂行するため、連盟に連盟本部委員長または本部長を置く。

第6条 委員会

当協会は、その業務の執行及び事業の遂行を補助するため、以下の委員会を置く。

(1) 専門委員会

当協会の業務の執行及び当協会が行う事業のうち、専門的な知見等を必要とするものについて設置される。

(2) 諮問委員会

当協会の業務の執行及び当協会が行う事業のうち、必要に応じて設置され、専門的見地から助言及び答申を行う。

(3) 特別委員会

当協会の業務の執行及び当協会が行う事業のうち、理事会が定めた特別な目的のために必要に応じて設置される。

第7条 組織図

当協会の組織体制は、別表「組織図」のとおりとする。

第8条 選任

当協会の事務局職位、連盟職位、委員会の選任については、下記のとおりとする。

(1) 事務局長（COO）、最高財務責任者（CFO）、最高戦略責任者（CSO）

理事会の決議によって選任される。

(2) 事務局次長、部長

事務局長（COO）によって選任され、事務局長より理事会において報告する。

(3) 連盟本部委員長または本部長

連盟規約の定めに従い、理事会の決議によって選任される。

(4) 専門委員会、諮問委員会、特別委員会

理事会の決議によって選任される。

第9条 業務分掌

当協会が設置する各組織単位、各職位、各委員会の業務分掌は、別表「業務分掌表」のとおりとする。

第10条 決裁権限

当協会の決裁権限については、「職務権限規程」および「稟議規程」で定める。

第3章 本規程の追加・変更

第11条 規程の改廃

本規程（別表「組織図」、「業務分掌表」を含む。）の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月16日 制定

令和5年10月21日 一部改正

令和6年2月17日 一部改正

令和7年6月10日 一部改正

公益社団法人 日本ラクロス協会